

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府 省 庁 名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する研究開発法人のうち、厚生労働省関係として、</p> <p>①（独）国立健康・栄養研究所、（独）医薬基盤研究所</p> <p>②（独）労働安全衛生総合研究所</p> <p>③平成22年4月に国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）が独立行政法人化され、設立される国立高度専門医療研究センター（（独）国立がん研究センター等6法人）の計9法人が要望しているところ。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金を全額損金算入できる指定寄付金に指定する制度の創設</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号</p> <p>高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第19条</p>	
要望理由	<p>試験研究等を目的とする独立行政法人について、自己収入（寄付金受入）の増大を図ることにより、当該法人に対して行われる寄付金募集を拡大することにより研究開発を促進する。</p> <p>①（独）国立健康・栄養研究所は国民の健康の保持・増進及び食生活等に関する調査研究を行う研究所、（独）医薬基盤研究所は画期的な創薬の開発に資する研究所であり、両法人とも健康行政、食品安全行政及び医薬品行政に必須の機関であることから、積極的な寄付金募集拡大の必要がある（両法人の統合後も同様）。</p> <p>②（独）労働安全衛生総合研究所は、労働現場における安全衛生の向上に資する研究を行う我が国唯一の総合的な研究機関であり、技術の進展、就業形態や労働環境の変化等に対応した、リスクアセスメント等の分野研究の充実が求められることから、事業者等の寄付金により労働安全衛生分野の研究開発資金の拡充を図る必要がある。</p> <p>③国立高度専門医療センターは、平成22年度の独法化で自律的な運営を求められる一方、最先端の高度先駆的医療等の研究・開発やその成果の均てん化を担う研究機能の中核機関であることから、積極的な寄付金募集の拡大に向けた取組を行う必要がある。</p>	
減収見込額	<p>（初年度） 11.7百万円 （－）（平年度） 11.7百万円 （－）（単位：百万円）</p>	
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>特定公益増進法人制度</p> <p>※ 独立行政法人は特定公益増進法人に該当する。</p> <p>・ 融資、補助金その他</p> <p>運営費交付金、補助金、委託費等の財政支出を受けている。</p>
	22年度の望	<p>・ 国税</p> <p>試験研究等独法への寄附金促進税制の創設（所得税、法人税）</p> <p>・ 融資、補助金その他</p> <p>運営費交付金、補助金、委託費等の財政支出を受けている。</p>
過去の要望経緯	<p>平成20年度及び平成21年度の税制改正要望において、全ての独立行政法人への寄附金に関し、全額損金算入できる指定寄附金への指定による、抜本的な促進措置の導入（法人税・所得税）を要望したことを受けて、当該措置が認められた場合における法人住民税法人割及び法人事業税について、同様の効果の適用を要望した。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	